

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	明治安田DC外国株式リサーチオープン DCジェットストリーム
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年11月30日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 なお、わが国を除く世界主要国の株式に直接投資する場合があります。</li> <li>● 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドにおいては、わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。</li> </ul>
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主として明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドへの投資を通じて外国株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。MSCI-KOKUSAI 指数 (円換算値)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。</li> <li>● リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。</li> <li>● 国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ(企業調査)に付加価値の源泉を求め、成長性を持ち、かつクオリティの高い銘柄に投資します。</li> <li>● 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大を目指した運用を行います。</li> <li>● 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式への投資には制限を設けません。</li> <li>● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
ベンチマーク	MSCI-KOKUSAI 指数 (円換算値)
決算日	11月29日 (ただし、休業日の場合は翌営業日となります。)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎決算時(原則11月29日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。</li> <li>● 収益分配金は自動的に再投資されます。</li> </ul>
償還条項	委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には以下の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.518% (税抜年1.38%) (内訳: 委託会社0.605% (税抜0.55%)、販売会社0.825% (税抜0.75%)、受託会社0.088% (税抜0.08%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011% (税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	申込日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合には、ご購入、ご解約のお申込みを受付けないものとします。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込・解約請求の受付を取り消す場合があります。 また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合があります。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。
11. 基準価額の主な変動要因等 株価変動リスク 為替変動リスク 信用リスク ファミリーファンド方式での運用に係る留意点	<p>ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p> <p>株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p> <p>外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p> <p>投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。</p> <p>また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。</p> <p>ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。</p>
12. セーフティネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	$\text{解約価額} = \text{基準価額} \times \text{保有口数}$ <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理業務を行います。) (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

## (運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2019.10)